

平成 27 年 4 月 1 日制定

緑正館利用規約

1. お申し込みの手続き

●お問い合わせ

1)施設のご利用については、「緑正館」に利用希望施設の空き状況をお問い合わせください。

お問い合わせは、来館・電話・ファックス・Eメールで受け付けております。

2)お問い合わせは、使用する日の1ヵ月前から受け付けますが、ご使用を保障するものではありません。

お問い合わせ後、10日以内に、所定の「緑正館利用申込書」でお申し込みください。

●利用申し込み

1)「緑正館利用申込書」に必要事項を記入し、使用日の14日前までに提出してください。

郵送・ファックス・Eメールによるお申し込みも受け付けます。

※利用希望が重なった場合は、先着順または抽選で決定します。

2)申込書の内容を確認の上、「緑正館利用確認書」を発行します。

確認書には、使用内容や注意事項が記載されてますので、利用期間中は責任者が必ず携帯してください。

3)利用者は利用日の10日前までに、当館管理者と施設利用の詳細について、打ち合わせを行ってください。

※当館が必要と判断した場合は、利用者の会社案内・団体の活動内容などを証明する資料の提出をお願いすることがあります。

4)利用内容の変更またはキャンセルをする場合は、すみやかにご連絡ください。

キャンセル料は発生しませんが、変更の内容によっては、申込書の再提出をお願いするか、変更ができない場合もありますのでご了承ください。

お問い合わせ・お申し込み先

三進煙石コミュニティセンター 緑正館

〒963-8116

福島県石川郡平田村大字西山字煙石101番地

TEL 0247-24-1030 Fax 0247-24-1033

※窓口業務：月～金 AM9:00～PM5:00

土・日・祝日・年末年始・お盆は休み

Fax・Eメールは24時間受け付け

●利用期間・利用時間

1) 利用期間

通年

休館日 土日祝、年末年始及びお盆休み

※詳細は、カレンダーをご確認ください。

※開催日、開館時間については応相談

2) 利用時間

研修ホール : 午前10:00～午後5:00

※催しの準備・設営・撤去作業も利用時間内に行ってください。

●利用料金

- 1) 施設利用料金は徴収しません。但し、協力金として半日使用の場合は、2,000円、一日使用の場合は4,000円を徴収致します。

●備品等の利用

- 1) 椅子・テーブル・演題など施設の付属設備は、無料でご利用いただけますが、音響設備・映像設備の使用は有料となります。(半日10,000円、一日20,000円)

※利用希望が重複する場合は、お断りする場合があります。

- 2) 会場の設営(椅子・テーブルの配置など)は、全て利用者が行い、施設や備品等の損傷・紛失がないように責任を持って取り扱ってください。

3)利用者が、当館の付属設備や備品以外の器具や設備を持ち込み、付加する場合は、事前に届け出をし許可を得てください。（書面にて提出）

その場合の費用は、利用者の負担となります。

※当館が不適切と判断した場合は、上記器具・備品の持ち込みをお断りする場合があります。

● 館内での飲食について

会議の昼食やイベントの食事など当館内での飲食については、お申込みの際にご相談下さい。

2. 管理責任

施設の利用にあたっては、関係法令及びここに定められた事項を遵守し、利用者のみならず関係者にも周知徹底してください。

●原状回復

- 1) 施設の利用終了後は、ただちに後片付け・撤去・清掃を行ってください。
- 2) 利用期間中は衛生管理に留意し、生じたゴミは主催者が持ち帰るなど責任をもって処分してください。
- 3) 施設内外の床・壁・天井や設備・備品等を損傷、紛失したときは、速やかに管理者までお知らせいただき、原状回復していただきます。
原状回復に要する費用は、すべて主催者に負担していただきます。

●賠償責任

施設の利用に伴い事故・盗難・損害等が発生した場合は、すべて主催者の責任となり、賠償していただくこととなりますので、万全の注意を払って防止に努めてください。

●禁止事項

施設利用にあたり、以下の事項を禁止します。

- 1) 他人に危害を加えたり迷惑を及ぼすこと、またはそのおそれがある行為をすること。
- 2) 危険・不潔もしくは他人に迷惑を及ぼす物品、動物(盲導犬・介助犬を除く)を持ち込むこと。
- 3) 施設、付属設備や備品等を汚損、損傷、滅失する、またはそのおそれがある行為をすること。
- 4) 前もって利用を許可された以外の施設に立ち入ること、また設備・備品を使用すること。
- 5) 施設等を利用の承認を受けた目的以外に使用すること。
- 6) 反社会的勢力の排除(暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係者)社会通念上反社会勢力と判断される者及びそれらの共生者が利用すること。
- 7) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類するものを掲示し、配布すること。
- 8) 所定の場所以外で飲食し、喫煙すること。
- 9) 営利目的の使用はできません。
- 10) 前各号に定めることのほか、当館の管理運営に支障をきたす行為をすること。